

2020年9月30日

新型コロナウイルスの影響を受けたお客さまに対する 「融資条件変更手数料」免除期間延長のお知らせ

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者や個人のお客さまにつきまして、本年9月末まで「融資条件の変更手数料」を免除する取扱いを実施していましたが、新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえ、免除期間を2021年3月31日まで延長することとしましたので、お知らせいたします。

当行は、引き続き新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた事業者や個人のお客さまのご融資やご返済に関するご相談に迅速かつきめ細やかに対応してまいります。

記

1. 免除期間の延長

延長後	延長前
2021年3月31日（水）	2020年9月30日（水）

2. ご融資条件の変更手数料免除の概要

免除する手数料	融資条件変更手数料	33,000円（税込）
	住宅ローン等に係るご融資条件変更手数料	5,500円（税込）
対象となるお客さま	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けた法人および個人のお客さま	

以上